# 使用許諾契約書

本ソフトウェアまたはドキュメントをダウンロードまたは使用する前に、本使用許諾契約書をよくお読みください。

「同意」ボタンを押した場合、パッケージを開封した場合、製品をダウンロードした場合、本製品が含まれている装置を使用した場合、本使用許諾契約書（以下本契約）の条項に合意したことになります。本契約の条件すべてに合意しない場合、「同意しない」ボタンを押してください。

本契約書の使用を約因とし、お客様は以下の使用条件に合意するものとします。

**1.** 定義

**1.1** 「ドキュメント」とは本ソフトウェアと関連して提供されるドキュメントをいいます。

**1.2** 「発効日」とはライセンシーがパッケージを開封した日または製品をダウンロードした日、あるいは製品を含む装置を使用した日をいいます。

**1.3** 「ソフトウェア」とは提供されたデジタルメディアに含まれたプログラムやユーティリティのオブジェクトコードをいいます。

**2.** 契約の解除

**2.1** お客様は、すべての複製物を含む本ソフトウェアを破棄することにより、本契約をいつでも解除することができます。お客様が本契約の条項に違反した場合、本契約は自動的に解除されます。本契約書の終了によって、お客様が本ソフトウェアに対して有する使用権も解除されます。本契約書のその他すべての条項は、契約終了後も永続的に存続します。

**3.** 使用権の許諾

**3.1** 弊社は、日本国内における、オブジェクトコード形式による、1 台に付き 1 つのソフトウェアおよびドキュメントを使用するための非独占的、譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。ソフトウェアおよびドキュメントは販売されたのではなく、それらの使用権をお客様に対し許諾します。

**3.2** お客様はバックアップ目的として 1 つのみソフトウェアを複製することができます。第 3 条 1 項において使用が許諾されている通り、お客様はソフトウェアの使用と併せてのみドキュメントを使用することができます。お客様はドキュメントを複製、改造、譲渡、開示、配布することはできません。

**3.3** お客様は第三者に対し、以下を行うことはできません。(a)ソフトウェアのリバースエンジニア、逆アセンブル、派生物の生成を行うこと。(b)第 3 条 4 項にて許諾する場合を除き、本ソフトウェアを譲渡、貸借、リース、販売、権利譲渡、二次ライセンスを提供すること。(c)電子的に本ソフトウェアを転送または送信すること。(d)本ソフトウェアを他のコンピュータ言語に翻訳すること。(e)本条項で権利を許諾されている場合を除き、ソフトウェアまたはドキュメントを複写または複製すること。

**4.** 所有権通知

**4.1** ソフトウェアおよびドキュメント、ここに含まれているすべての知的所有権は、弊社および使用許諾者の単独で排他的な所有権とし、著作権、不正競争防止法、国際著作権条約規定により保護されています。

**4.2** お客様はいかなる形式の、全体、一部にかかわらず、ソフトウェアまたはドキュメント、それらの複写に含まれる、すべての著作権、商標、その他知財権として保護されている標章等を許可なく削除、改造、改ざんすることはできません。

**5.** 保証の免責および責任制限

**5.1** 弊社は、ソフトウェアにいかなる保証あるいは表明を行うものではなく、本ソフトウェアに関する商品性、特定目的への適合性、または侵害に対する黙示の保証を含め（但し必ずしもこれに限定しない）明示的、黙示的、または制定法であることを問わず、ソフトウェアは「現状のまま」の使用を許諾されます。更に、他の個人

または法人によって行われる声明および表明に効力はありません。弊社は、いかなるプログラム実現可能性が適用される法規制に従うことを陳述するものではありません。

**5.1** お客様は本ソフトウェアの選択、使用、性能、品質についてのすべてのリスクを想定しているものとします。弊社または本ソフトウェアの作成、制作、納品にかかわったいかなる第三者も、逸失利益やソフトウェアを使用できないことを含む、特別な、直接的、間接的、付帯的、必然的な損害、懲戒的または他の損害について、弊社やそのような第三者がこのような損失の可能性を知らされていた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

**5.2** 黙示の保証期間を限定することを許可していない州または国があり、また付帯的または必然的な損害の除外または限定を認めていない州または国もあります。そのため、それらの州および国では、上記の限定または除外がお客様に適用されない場合があります。この保証はお客様に特定の法的権利を授与するものであり、お客様には州や国によって異なる他の権利を有する場合があります。

**6.** 一般条項

**6.1** 本契約書の条項または条項の一部が無効または強制できないとされる場合、強制するために必要な改変を行い、必要であれば削除することで、本契約書の規定が十分な効力を有するものとします。

**6.2** 本契約、抵触法の原則に拘わらずカリフォルニア州法に準拠するものとします。本契約の両当事者は、本契約書に関連しての争いを解決するため、管轄合意裁判所をカリフォルニア州サンディエゴに所在する州および連邦裁判所とします。

**6.3** 本契約はその主題事項に関する両当事者間の完全な合意を構成し、両当事者間で従前に存在した 書面又は口頭による一切の合意は、明示的に取り消されます。

**6.4** いずれの当事者も、自然災害を含むがそれに限定されず、自己の合理的な支配を超える直接または間接的な原因または状況による、本契約のすべてまたは一部の不履行または履行の遅延については責任がないものとします。

**7. 輸出制限規制**

お客様は、いかなるソフトウェア、ドキュメント、内在する情報または技術が(a)キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、その他米国により定められている禁輸国へ、(b)米国財務省特別指定国民リストおよび米国商務省輸出禁止対象者リストへ、インストールまたは輸出または再輸出されないことを認識し、合意するものとします。お客様は、禁止国および対象リストに所在しないこと、管理下にないこと、国民またはその国の移住者でないことを宣言および保証するものとし、本ソフトウェアを、上述の国へ輸出しないものとします。

**8.** アメリカ合衆国連邦政府の権利制限

本ソフトウェアの権利には制限があります。米国政府により、本製品の使用、配布、公開は、「The Rights in Technical Data and Computer Software」条項 52.227-7013 の節（c）（1）(ii)に規定されている制約に準拠するものです。ソフトウェアの製造者およびその所在地は以下の通りです。SoleraTec, 2430 Auto Park Way, Suite 205, Escondido, California 92029 USA.

**9.** 同梱されているソフトウェア

本製品は QuickTime（© 2009 Apple Inc.）を使用して設定を行うことができます。本製品は VLC media player（© VideoLAN）を使用して設定を行うことができます。本製品は wxWidgets software (© 1998-2005 Julian Smart & Roebling その他)を使用しています。本製品は FFmpeg software (© FFmpeg project)を使用して設定を行うことができます。

## 免責事項

製造元は本取扱説明書を「現状のまま」提供し、その内容および使用に関する表現および保証を行うものではありません。また、いかなる明示的または暗示的な商品性、特定目的への適合性に対し保証を行わないものとします。製造元は本取扱説明書の内容をお客様へ通知することなくいつでも変更できるものとします。

本文書に記載されているソフトウェアは契約書に基づいて提供されています。ソフトウェアは使用条件に従って使用または複製してください。本契約書で特に許可されている方法以外により、ソフトウェアをいかなる媒体へ複製することは違法です。

本取扱説明書のいかなる部分も購入者の個人的な使用目的以外で、製造元による書面による許可なく、電子的または機械的に、いかなる形式でも、コピー機、情報記憶・検索システムを含むいかなる方法による複製、転写することを禁じます。